暴風警報発令時における授業の取扱いについて

台風の接近に伴い、暴風警報発令の際は、授業について次の通り取扱います。 ただし、学校の安全な運営に支障があると学長が判断した場合は以下の原 則にかかわらず休講することがあります。

【対面授業】

- 午前6時30分の時点で、日進市、名古屋市、長久手市、豊田市西部、 みよし市、愛知郡東郷町いずれかの地域に暴風警報が発令されている場合は、午前中の授業は全て休講とします。
- 午前6時30分から午前10時30分の間に上記いずれかの地域で暴風 警報が発令された場合は、発令後に開始する午前中の授業は全て休講と します。
- 午前10時30分の時点で、上記いずれかの地域に暴風警報が発令されている場合は、午後の授業も全て休講とします。
- 第1講時の授業中に、上記いずれかの地域で暴風警報が発令された場合は、第1講時の授業は通常通りに実施し、第2講時以降の授業は休講とします。
- ・ 学生の居住する市町村のみ暴風警報、特別警報又は避難指示が発令されている場合または交通機関が不通のために登学不能の者は、当該の学生のみ申し出により公欠扱いとし、授業は通常に実施します。この場合は、1週間以内に教務課で公欠の手続きをして下さい。

また、休講となった授業については補講が実施されますので、必ずポータル情報システムにて、後日発表される授業連絡をご確認下さい。

【遠隔授業】

原則として授業を行います。

ただし学生の居住するエリアが危険な状態で、避難勧告等が発出される場合や、停電等により遠隔授業に必要な通信環境に支障が生じるなど、授業を受けられない場合には当該の学生のみ申し出により公欠扱いとします。(授業は通常に実施します。)この場合は、1週間以内に教務課で公欠の手続きをして下さい。